# 令和4年度における行政機関及び独立行政法人等の 個人情報保護法の施行の状況について(概要)

この調査は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。) 第 162 条の定めに従い同法の施行状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものであり、調査結果の概要は次のとおりである。

(注)本文中で引用している法令及び条項は令和5年3月31日時点のものである。

### ≪調査対象≫

#### 〇 対象機関・法人

- 行政機関(49機関)
- 独立行政法人等(188法人(注))
  - (注) 法別表第二に掲げる法人及び労働者健康安全機構(以下「別表第二法人等」という。) は、個人情報等の取扱い等に関して、民間部門の規律が適用される。なお、労働者健康安全機構について民間部門の規律が適用されるのは、病院の運営の業務に限る(法第58条第2項)。

### 〇 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの状況について、令和5年3月31日 現在で調査

### 1 個人情報ファイルの状況

### (1) 個人情報ファイルの状況

行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報ファイル(特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの)については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第75条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している行政機関及び独立行政法人等では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

#### ○ 個人情報ファイル数

(単位:ファイル)

年 度	行政機関	独立行政法人等
令和4年度	87, 387	16, 147
(前年度)	85, 499	14, 033

#### ○ 個人情報ファイル数の推移



### ○ 個人情報ファイル数の機関・法人別内訳

(単位:ファイル)

行政機関	令和4年度	(前年度)
国税庁	80, 268	78, 974
法務省	4, 580	4, 485
厚生労働省	1,040	587
その他	1, 499	1, 453
計	87, 387	85, 499

独立行政法人等	令和4年度	(前年度)
日本司法支援センター	2, 997	2, 997
国立病院機構	2, 560	2, 547
地域医療機能推進機構	1, 409	1, 399
その他	9, 181	7, 090
計	16, 147	14, 033

### (2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供等の状況

利用目的以外の目的のために保有個人情報等(注)を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

(注) 行政機関及び別表第二法人等を除く独立行政法人等については「保有個人情報」、別表第二法人等については「個人データ」が対象。以下同じ。

### ○ 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供等の状況

### 【行政機関及び独立行政法人等(別表第二法人等を除く。)】

(単位:ファイル)

区分		年 度	行政機関	独立行政法人等 (別表第二法人等を除く。) (注1)(注2)
Æ	別の法令に基づく場合	令和4年度	3, 029	69
	別の伝力に基づく物口	(前年度)	3, 223	_
\/ <del>+</del>	字の亜州大連を土担人	令和4年度	1, 739	29
仕	定の要件を満たす場合 (注3)	(前年度)	1, 634	_
	①本人の同意を得て、又は本人	令和4年度	451	16
	に提供する場合	(前年度)	420	_
	②行政機関又は独立行政法人等 内部で利用することに相当の	令和4年度	35	4
	理由のある場合	(前年度)	41	_
	③他の行政機関等に提供するこ	令和4年度	1, 312	5
	とに相当の理由のある場合	(前年度)	1, 219	_
	④本人の利益や社会公共の利益	令和4年度	79	6
	のための提供など特別の理由 のある場合	(前年度)	71	_

- (注1)独立行政法人等のうち、別表第二法人等は個人情報等の取扱い等に関して民間部門の規律が適用されるため 調査項目が異なる。このため、本表においては、別表第二法人等を除いた独立行政法人等の値を記載している。
- (注2)独立行政法人等について、前年度調査は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第3条第7項に基づき、同附則第2条による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第48条の定めに従い実施しており、同法においては、別表第二法人等という区分はないため、前年度の値は記載していない。
- (注3)「法定の要件を満たす場合」とは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で、①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき、②行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、③他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、④①~③のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき、である(法第69条第2項各号)。

1つの個人情報ファイルの利用目的以外の目的での利用又は提供が、上記①~④の複数に該当する場合があるため、本表の①~④の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない。

#### 【別表第二法人等】

(単位:ファイル)

利用/提供の別	区 分	年 度(注1)	別表第二法人等
	本人の同意に基づく場合(利用)	令和4年度	148
	法定の要件を満たす場合(利用)(注	主2) 令和4年度	212
THE STATE OF THE S	①個別の法令に基づく場合	令和4年度	202
利用	②人の生命等の保護のために必 ある場合	要が 令和4年度	4
	③公衆衛生の向上等のために特 要がある場合	に必 令和4年度	4
	④国の機関等が法令の定める事 遂行することに対して協力す 要がある場合		12
	総数	令和4年度	322
	本人の同意に基づく場合(提供)	令和4年度	94
+11 /44	(法 提定 供定 の (の 1 の 4 全符 の 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	合 令和4年度	236
提供	(a) の (b) の (c) 要 (c) と (d) の生命等の保護のた 必要がある場合 (d) 必要がある場合 (d) で公衆衛生の向上等のた	めに 令和4年度	12
	満 ⑦公衆衛生の向上等のた た 特に必要がある場合	めに 令和4年度	6
	たすまります。 特に必要がある場合 場	対し 令和4年度	26

- (注1) 別表第二法人等について、令和3年度までは独立行政法人等個人情報保護法が適用されており、調査項目が異なる。このため、令和4年度の値のみを記載している。
- (注2)「法定の要件を満たす場合(利用)」とは、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、である(法第18条第3項第1号~第4号)。
  - 1つの個人情報ファイルの目的外利用が、上記①~④の複数に該当する場合があるため、本表の①~④の値の合計と「法定の要件を満たす場合(利用)」の値は一致しない。
- (注3)「法定の要件を満たす場合(提供)」とは、⑤法令に基づく場合、⑥人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、⑦公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、⑧国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、である(法第27条第1項第1号~第4号)。

1つの個人情報ファイルの第三者提供が、上記⑤~⑧の複数に該当する場合があるため、本表の「本人の同意に基づく場合(提供)」及び⑤~⑧の値の合計と「総数」の値は一致しない。

### 2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

### (1) 開示、訂正又は利用停止請求

### ○ 開示、訂正又は利用停止請求の件数

(単位:件)

区分	年 度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	令和4年度	122, 527	3, 989
用小雨水	(前年度)	129, 386	3, 459
訂正請求	令和4年度	59	24
司工語水	(前年度)	91	11
利用停止請求	令和4年度	23	4
利用停止請求	(前年度)	67	3

### ○ 開示請求件数の推移



## ○ 開示請求件数の機関・法人別内訳

(単位:件)

行政機関	令和4年度	(前年度)
国税庁	70, 427	83, 868
出入国在留管理庁	31, 580	26, 541
厚生労働省	14, 882	13, 907
その他	5, 638	5, 070
計	122, 527	129, 386

独立行政法人等	令和4年度	(前年度)
航空大学校	604	576
東海国立大学機構	355	90
外国人技能実習機構	324	229
その他	2, 706	2, 564
計	3, 989	3, 459

### (2) 開示、訂正又は利用停止決定等

### ○ 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

(単位:件、%)

		行政機関			独立行政法人等				
区分	年 度	計	開示、訂	開示、訂	不開示、	計	開示、訂	開示、訂	不開示、
			正又は利	正又は利	不訂正又		正又は利	正又は利	不訂正又
			用停止決	用停止決	は不利用		用停止決	用停止決	は不利用
			定(全部)	定(一部)	停止決定		定(全部)	定(一部)	停止決定
	令和	125, 435	69, 838	51, 729	3, 868	3, 918	2,819	980	119
開示	4年度	(100.0)	(55.7)	(41.2)	(3.1)	(100.0)	(71.9)	(25.0)	(3.0)
請求	(前年度)	126, 364	61, 205	62, 073	3, 086	3, 407	2,684	616	107
	(刊十)及)	(100.0)	(48.4)	(49.1)	(2.4)	(100.0)	(78.8)	(18.1)	(3.1)
	令和	59	5	5	49	18	0	0	18
訂正	4年度	(100.0)	(8.5)	(8.5)	(83.1)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
請求	(前年度)	87	2	8	77	13	0	1	12
	(削牛皮)	(100.0)	(2.3)	(9.2)	(88.5)	(100.0)	(0.0)	(7.7)	(92.3)
利田	令和	29	0	0	29	3	0	0	3
利用停止	4年度	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
請求	(前年度)	44	0	0	44	3	0	0	3
明初	(削牛皮)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)

### (3)審査請求

開示、訂正若しくは利用停止決定等又は請求に対する不作為について不服がある者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、行政機関の長又は独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

### ○ 審査請求の件数

(単位:件)

区 分	年 度	行政機関	独立行政法人等
開示決定等	令和4年度	269	64
用小伙足等	(前年度)	272	104
訂正決定等	令和4年度	43	6
訂正伏足等	(前年度)	32	15
利用停止決定等	令和4年度	12	0
利用停止依定等	(前年度)	19	2

### (4) 訴訟

令和4年度に新たに地方裁判所に提起された開示、訂正又は利用停止決定等の取消 し等を求める訴訟の件数は、下表のとおり。

### ○ 訴訟の件数

(単位:件)

年 度	行政機関	独立行政法人等
令和4年度	7	1
(前年度)	6	6

#### 3 安全管理措置の運用状況

#### (1) 安全管理措置にかかる規定の整備状況

行政機関の長及び独立行政法人等(別表第二法人等を除く。)は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならず、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)を参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされている。

また、別表第二法人等は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならず、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(以下「ガイドライン(通則編)」という。)を参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされている。

かかる規定の整備状況について調査したところ、おおむね必要な規定が整備されていることが確認された。なお、保有個人情報又は個人データを外国で取り扱うことを想定していないことを理由に、外的環境の把握に関する規定を定めていない行政機関及び独立行政法人等や、保有個人情報を取り扱う情報システム室に該当するものがないこと等を理由に、情報システム室に係る安全管理措置に関する規定を定めていない行政機関などが確認された。

### (2) 個人情報の漏えい等事案の状況

### ア 個人情報の漏えい等事案の件数

令和4年度に、保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損が発生した又は発生のおそれがあると認められた事案(以下「保有個人情報等の漏えい等事案」という。)の件数は、行政機関では1,244件、独立行政法人等では2,647件である。

#### ○ 保有個人情報等の漏えい等事案の件数

(単位:件)

年度	行政機関	独立行政法人等
令和4年度	1, 244	2, 647
(前年度)	1,076	2, 575

#### ○ 保有個人情報等の漏えい等事案の件数の機関・法人別内訳 (注1)

(単位:件)

行政機関	令和4年度
国税庁	692 (うち配送事故 546)
厚生労働省(注2)	217
国土交通省(注2)	46
その他	289
計	1, 244

_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
独立行政法人等	令和4年度
日本年金機構	1, 187 (うち配送事故 1, 098)
国立病院機構(注2)	306
京都大学(注2)	160
その他	994
計	2,647

<sup>(</sup>注1) 前年度までは、個人情報の不適正管理事案のうち、配送事故以外の事案の件数の機関・法人別内訳 を記載していたが、令和4年度から義務化された法に基づく漏えい等報告を基に、誤送付、誤交付、 不正アクセス等の原因別の件数を当委員会の年次報告において掲載しているため、前年度まで実施し

ていた不適正管理事案の発生形態ごとの件数の調査はせず、報告義務の対象となっていない事案も含めた総件数の機関・法人別内訳を記載している。

(注2)漏えい等事案の件数が上位の行政機関及び独立行政法人等のうち国税庁及び日本年金機構以外について、配送事故の件数は0件又は数件となっている。

### イ 保有個人情報等の漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟

令和4年度においては、保有個人情報等の漏えい等事案に対する損害賠償(国家 賠償)請求訴訟について、新たに提訴されたものが1件あった(厚生労働省)。

#### (3) 監査・点検の状況

#### ア 行政機関の状況

事務対応ガイドでは、監査責任者(内部監査等を担当する部局の長等)が、保有個人情報の適切な管理を検証するため、定期に、及び必要に応じ随時に監査を行うこと、また、保護管理者(各課室等の長等)が、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に、及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

調査対象49機関の全てにおいて、令和4年度に監査又は自己点検を実施していた。 なお、実施された監査又は自己点検において、改善すべき事項があると認められ たのは16機関、改善すべき事項があると認められなかったのは33機関であった。

### イ 独立行政法人等(別表第二法人等を除く。)の状況

事務対応ガイドでは、監査責任者(内部監査等を担当する部局の長等)が、保有個人情報の適切な管理を検証するため、定期に、及び必要に応じ随時に監査を行うこと、また、保護管理者(各課室等の長等)が、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に、及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

調査対象71法人の全てにおいて、令和4年度に監査又は自己点検を実施していた。 なお、実施された監査又は自己点検において、改善すべき事項があると認められ たのは22法人、改善すべき事項があると認められなかったのは49法人であった。

#### ウ 別表第二法人等の状況

ガイドライン(通則編)では、講じなければならない措置として、個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを求めており、そのための手法として、定期的な自己点検又は他部署等による監査を示している。

令和4年度に監査又は自己点検を実施したのは調査対象118法人のうち117法人であり、1法人において監査又は自己点検が未実施であった。

なお、監査又は自己点検が未実施であった北海道国立大学機構は、令和4年4月 1日、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学が統合して設立されたもので あり、統合に伴い、個人情報の取扱規程の見直し等を実施していたため、令和4年 度において、監査又は自己点検を実施することができなかったものである。

また、実施された監査又は自己点検において、改善すべき事項があると認められたのは40法人、改善すべき事項があると認められなかったのは77法人であった。

以上